

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和8年2月17日

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所長 谷本 修
(公印省略)

1. 目的

この参考見積の募集は、吉野川下流総合管理所で予定している業務等の積算の参考とするため見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書の様式は自由とします。別紙参考様式（見積書例）を参考にしてください。
- (2) 提出期間 令和8年2月18日から令和8年3月2日まで
ただし、持参する場合は、上記期間の9時から17時まで（土日、祝日、平日12時から13時までを除く。）とします。
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 所長 谷本 修 宛
【担当】工務課 奥井
〒771-1347 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本 250 番 22
TEL 088-624-7733 FAX 088-624-7743
- (4) 提出方法
書面は郵送、FAX（社印があること）又は持参により提出してください。

4. 参考見積内容

- (1) 見積内容は「参考見積仕様書」のとおりとします。
- (2) 見積有効期限 令和9年3月31日まで

5. 募集要領に対する質問

この参考見積の募集に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により提出してください。

（1）提出期間 令和8年2月18日から令和8年2月20日まで

ただし、持参する場合は、上記期間の9時から17時まで（土日、祝日、平日12時から13時までを除く。）とします。

（2）提出場所 3.（3）に同じ。

（3）提出方法 3.（4）に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月25日までに書面で回答します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

恐れ入りますが、参考見積提出者のご負担とさせていただきます。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務等の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

－ 以 上 －

低濃度 PCB 廃棄物収集運搬処分業務（仮称）

参考見積仕様書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構

吉野川下流総合管理所

第1章 総 則

第1節 業務内容

本業務は、独立行政法人水資源機構が保管している低濃度 PCB 廃棄物について、関連法令等を遵守し適正に収集・運搬・処分を行うものです。

- ・低濃度 PCB 廃棄物等の収集運搬処分(収納容器含む) 1 式

第2節 搬出元

徳島県徳島市川内町榎瀬 8 4 1 番地 旧吉野川河口堰管理所 外 1 箇所
なお、外 1 箇所は以下のとおりです。

- ・徳島県板野郡松茂町中喜来稲本 3 - 1 旧吉野川河口堰操作所

第3節 業務数量

対象の低濃度 PCB 廃棄物については別紙のとおりです。

なお、別紙に記載している機器についてはすべて「みなし処分」を実施するものとします。

第4節 提出書類

提出書類名	部数	提出期限	摘要
業務報告書	1 部	処理終了後速やかに実施するものとします	収集運搬、処分したことが証明できる書類等、業務写真

第5節 官公庁等への手続き等

本業務の実施に伴い必要となる関係官公庁との事前協議等に必要な手続きの費用は、各 PCB 廃棄物等の処分費等を含むものとします。

第6節 安全対策

受注者は、本業務実施に当たり、漏油対策等必要な安全対策を行うものとします。

第2章 収集運搬業務

第1節 関係法令遵守

本業務の履行にあたっては、次の関係法令等遵守するものとします。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法
3. 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
※環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 令和元年 12 月
4. 搬出困難な低濃度 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法
※環境書大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成 27 年 1 月
5. 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン -焼却処理編-
※環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 令和 2 年 10 月改訂
6. その他関係法令等

第2節 収集運搬

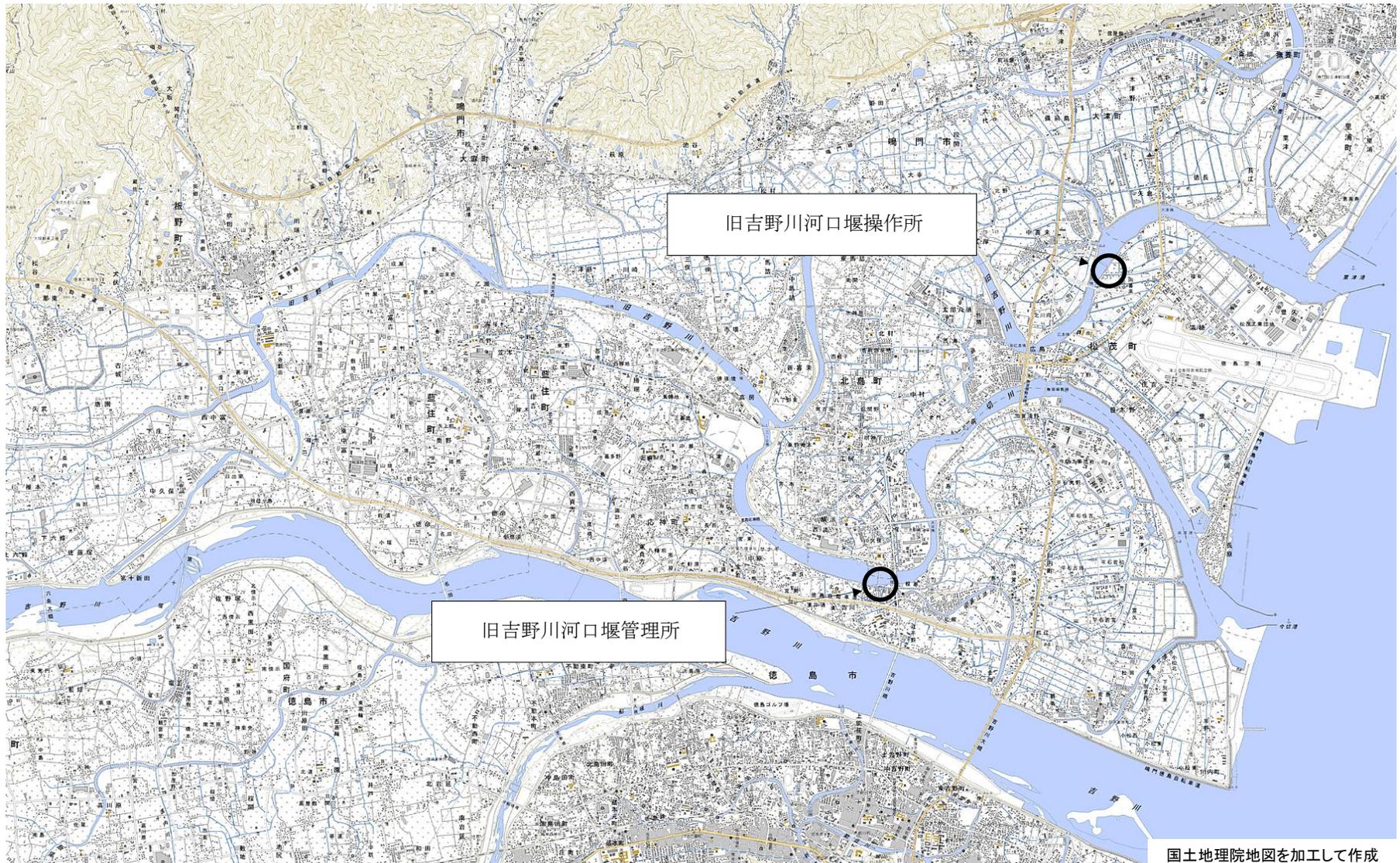
1. 収集場所(保管場所)
 - (1) 徳島県徳島市川内町榎瀬 8 4 1 番地 旧吉野川河口堰管理所
 - (2) 徳島県板野郡松茂町中喜来稲本 3 - 1 旧吉野川河口堰操作所
2. 収集概要
保管中の低濃度 PCB 廃棄物について、建屋内から人力で搬出を行うものとします。
3. 運搬
運搬は、PCB 廃棄物等について廃棄物処理法に基づき認定を受けた処分場に運搬するものとします。

第3節 処理場所

1. 廃棄物処理法に基づき認定を受けた処分場にて処理するものとします。
2. 第 1 節に示すガイドラインに基づき処理するものとします。

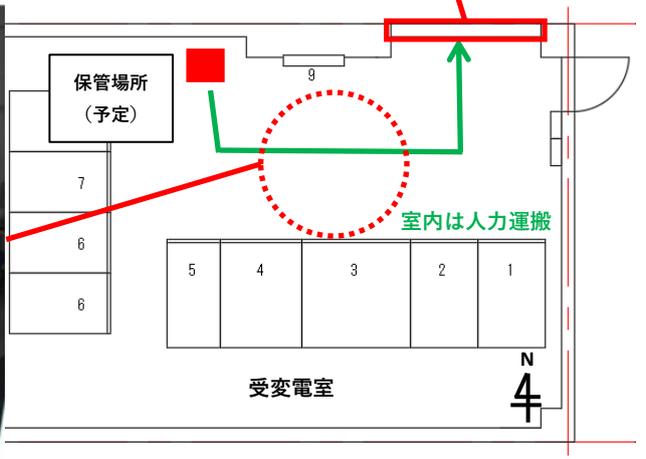
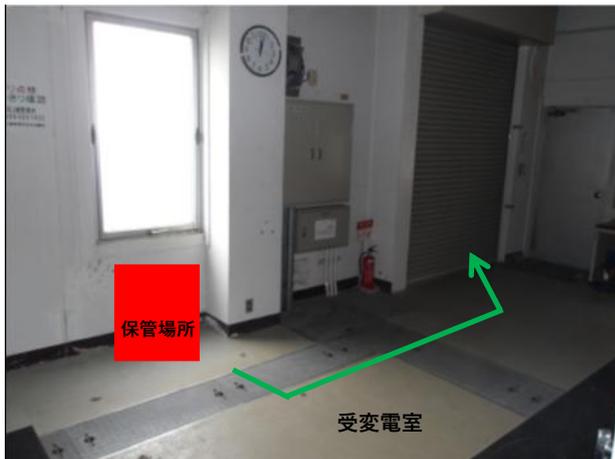
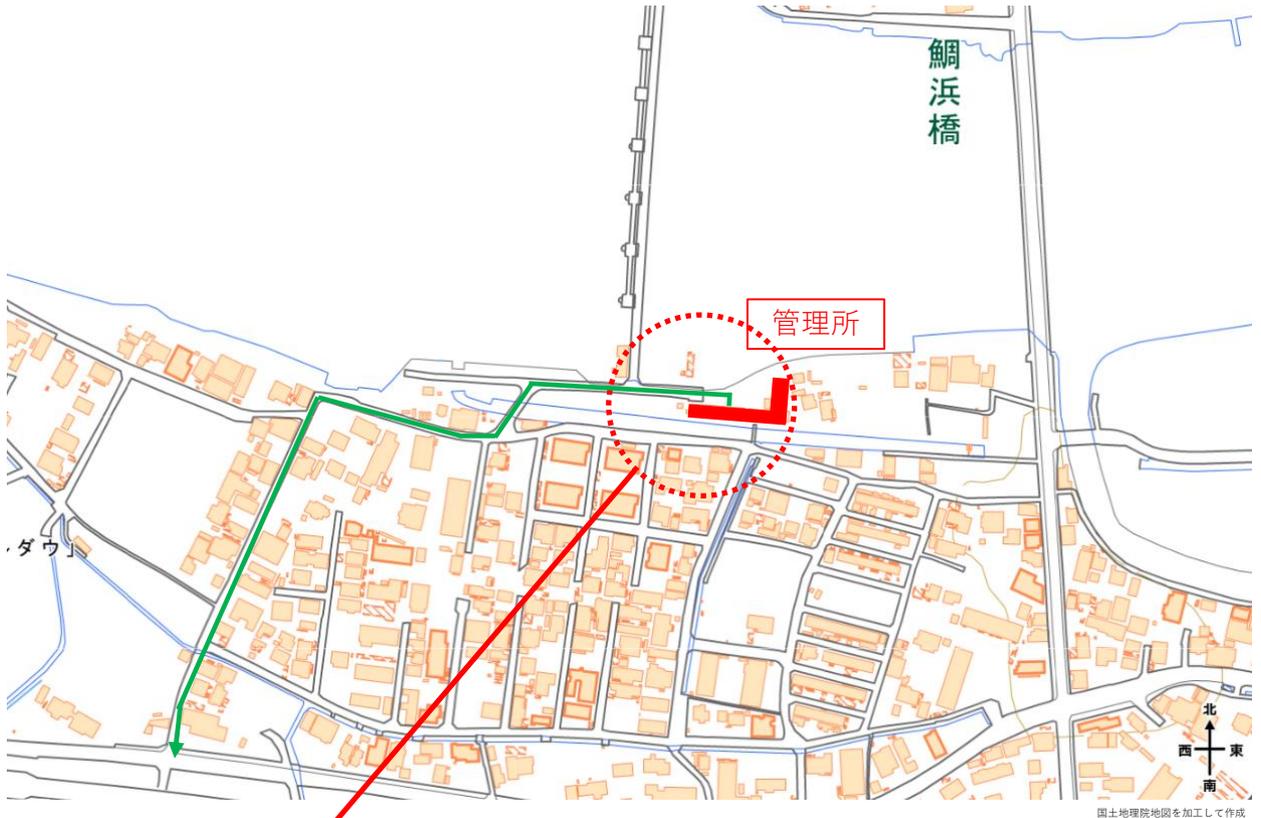
以上

位置図



国土地理院地図を加工して作成

参考図1 旧吉野川河口堰管理所 周辺図



参考図2 旧吉野川河口堰操作所 周辺図

